

大阪府立大学ヨット部 OB・OG 会会則

第1章 総則

第1条 名称

本会は大阪府立大学ヨット部 OB・OG 会（以下 OB・OG 会と称す）と称する。

第2条 目的

本会は大阪府立大学ヨット部 OB・OG の相互の親睦を図ると共に大阪府立大学ヨット部の維持・発展に寄与することを目的とする。

第3条 事務所

本会の事務所は堺市大阪府立大学ヨット部部屋に置く。

第4条 会則改定

本会則は、大阪府立大学ヨット部の現状に応じて改定できるものとする。会則の改定に関しては、総会での決議を要する。

第2章 会員

第1条 会員条件

本会の会員は以下の通りとする。

1. 大阪府立大学ヨット部の卒業生（以下、OB・OG という）。
2. 大阪府立大学ヨット部に関与し、本会の目的に賛同する者。
3. 本会の目的に賛同し、役員会の決議により認められた者。

第2条 会員資格

会員の資格は次の事由により消滅する。

1. 死亡
2. 除名
3. 役員会の決議により認められたもの

第3条 除名

会員が次の各号に該当する時は総会の決議により、除名することができる。

1. 本会の名誉を毀損し、又は会員としての品位を汚す行為があった時。
2. 会員としての重要な義務を著しく怠った時。

第4条 入会

本会の入会は最終学年時の全日本学生ヨット選手権終了時を以って入会するものとする。但し、全日本選手権不出場の場合は地域予選終了時を以って入会する。又、本会設立前の OB・OG は設立と同時に入会したものとする。尚、この為の手続きはないものとする。また、役員会の承認を得た者はその承認を以って入会する。

第5条 会員義務

本会の会員は毎年会費を納入する義務を負う。会費は一口 5,000 円とし、最低一口以上を年度に一度支払わなければならない。

本会の会員は総会へ可能な限り出席しなければならない。

第6条 区分

卒業年度が最も早い会員から 16 年毎に分け、第 1 区分、第 2 区分…と称す。

第7条 組

各区分の中で卒業年度が早い会員から 4 年毎に分け、第 1 組、～、第 4 組と称す。

第3章 総会、役員会、役員

第1条 総会

総会は本会の最高の決議機関である。

第2条 通常総会

通常総会は毎年 1 回、2 月の適当な日程で開催する。通常総会においては会員の他に、現役部員も出席する。

第3条 臨時総会

臨時総会は、会長並び幹事長全員、又は 10 名以上の会員がその必要を認めた時、随時開催する。また、会長はその要求を拒んではならない。

第4条 総会の成立

総会は全会員の 20%を以って成立するものとし、出席会員が全会員の 20%未満である場合流会とする。

出席会員には総会の議決を事前に会長へ一任した会員も含む。

第5条 議決権

出席会員は総会において各一個の議決権を有する。

第6条 議決

総会の議事は出席会員の過半数で決し、賛否同数の時は会長が決定する。

欠席した会員は議決を会長に一任したものとす。

第7条 役員

本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

幹事長 区分の数に相当する会員数名

幹事 組の総数に相当する会員数名

会計 1名

第8条 会長

会長は本会を代表し、本会を統括する。会長は通常総会において、会員の決議によって選任される。会長は幹事長、副会長を選任する。

第9条 副会長

副会長は会長を補佐する。副会長は通常総会において会長が指名し、会員の決議によって選任される。

第10条 幹事長

幹事長は会長を補佐し、担当の区分、およびその幹事を統括する。会長に事故あるときは幹事長のうち一人(幹事長の互選)が代理を務める。幹事長は担当の区分の幹事から会費の納入状況報告を受け会長に報告する。幹事長は各区分の会員の中から1名ずつ会長によって通常総会において選任される。幹事長は自身の区分の組の中から一人ずつ幹事を選任する権利を有する。

第11条 幹事及び大学院生 OB・OG

幹事は、幹事長を補佐し、担当する組を統括する。また大学院生 OB・OG は幹事を補佐しなければならない。幹事は担当する組の会員の会費納入状況報告を現役部員から受け、幹事長に報告する。また、会費の滞っている会員に対し、大学院生 OB・OG を仲介し督促しなければならない。

ない。幹事はその組の属する区分から通常総会において選任される。

第12条 会計

会計は本会の金銭出納業務を担当し、本会の金銭を善良な管理者の注意義務により適正に管理する。会計はヨット部現役部員の会計と兼任するものとする。

第13条 任期

会長の任期は選任された当日から、2年後の通常総会までとする。幹事長ならびに幹事についてもこれに準ずる。またその再任を妨げない。会計は現役部員のそれに準ずる。

第4章 会計業務

第1条 会計業務

会計期間は3月1日から翌年の2月末日とする。会計は当年度の予算報告と前年度の決算報告を通常総会にて行う。

第2条 会計監査

会計監査は本会会計の金銭出納業務が適正であるか否かを監査するものであり、ヨット部顧問、大学院生 OB・OG、現役幹部部員がそれを行い、会長および幹事長に報告し承認を得る必要がある。

附則

本会則は平成 23 年 4 月 1 日を以って効力を生じる。

平成 27 年 2 月 22 日に第 3 章第 9 条追加。